

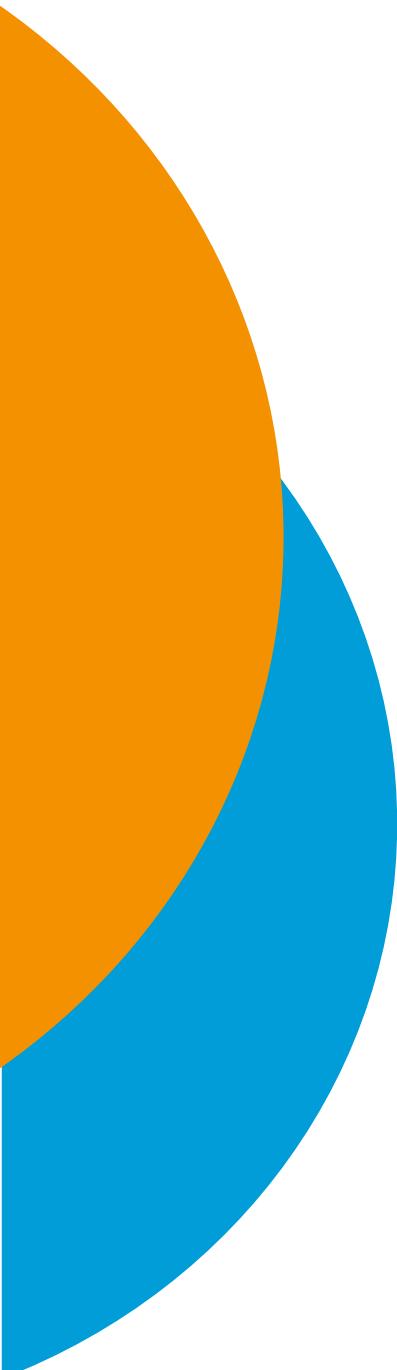
新たな総合福祉センターの 機能・設備に関する検討会 報告書（案）

令和5年 月
調布市行政経営部・福祉健康部

新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会

報告書（案） 目次

第1 検討会の目的	3ページ
第2 新たな総合福祉センターのゾーニングについて	5ページ
第3 新たな総合福祉センターのユニバーサルデザインの基本的な考え方について	13ページ
第4 調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）（案）について	18ページ
第5 京王多摩川駅周辺のアクセシビリティ（シャトルバス）（案）について	23ページ
第6 京王多摩川駅周辺のアクセシビリティ（京王多摩川駅舎）（案）について	28ページ
第7 新たな総合福祉センターの機能イメージ（案）	33ページ
第8 検討会のまとめ（案）	37ページ
資料編 検討会の実施結果等	39ページ



第1 検討会の目的

- 1 検討会の目的
- 2 検討項目

1 検討会の目的

令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、その留意事項等について、具体的な意見聴取や検討を行うため設置する。

2 検討項目

① 平面プラン

新たな総合福祉センターのゾーニング（機能配置・平面プラン）の検討

② 施設のユニバーサルデザイン

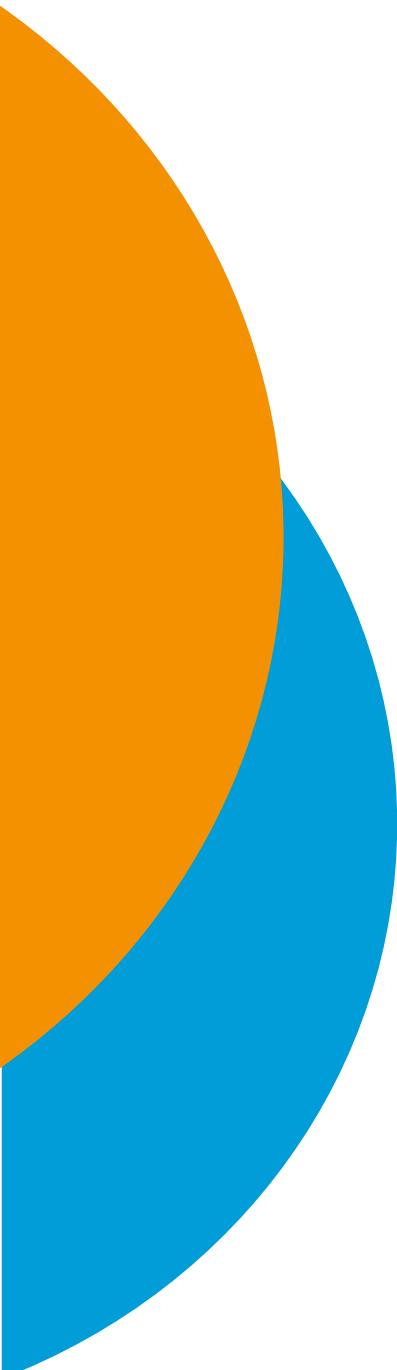
新たな総合福祉センターのユニバーサルデザインの基本方針の検討

③ 調布駅周辺の福祉機能

調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）のイメージ及び整備方針の検討

④ 京王多摩川駅周辺（施設周辺環境）のアクセシビリティ

調布駅周辺から新たな総合福祉センターへのシャトルバス及び京王多摩川駅舎の利便性向上に関するアクセシビリティの検討



第2 新たな総合福祉センターのゾーニングについて

- 1 ゾーニングに関する主な御意見（要旨）
- 2 基本コンセプト
- 3 新たな総合福祉センターの図面（案）
- 4 新たな総合福祉センターのゾーニングの機能表
- 5 新たな総合福祉センターのゾーニング検討
- 6 交流ゾーンのイメージ
- 7 新たな総合福祉センターのゾーニング

【ゾーニングに関すること】

- ゾーニングの検討に当たっては、利用者の意見を優先して話を進めていく必要があると思う。
- 医療ゾーンについて、感染対策に配慮した十分なスペースを検討して欲しい。
- これまで別のフロアにあった機能がひとつの平面になるので、プライバシーへの配慮と、活動状況が見えるような接点の両面があると良いと思う。
- 活動に使用する備品の移動が大変なので、倉庫の位置をよく考えてほしい。
- 共生社会の充実を推進するのであれば、地域の人が立ち寄れる場所を一番外側の交流できるところに設置したらよいのではないかと思う。
- 全てがワンフロアにまとまっているので、移動しやすいといった良い面があると思う。新しいセンターはワンフロアで非常に便利になると思うので、期待をしている。
- 市役所のように、総合受付に白杖を持った人が立つと、案内の人気が来てくださるような合理的配慮がなければ良い。
- 総合福祉センターに医療ゾーンが入ってくるということで、今の事業とリンクさせて、より使いやすい機能や医師の方々がセンター内で研修会をやっていただけるようなことを期待したい。
- 新しいセンターは、テラスもあって天候や季節に応じて外でも立ち寄れるので、明るい感じで入りやすい印象を持っている。
- 新しいゾーンは広くなっていると思うので、色々な方が使えるように検討していただきながら、地域の方も行ってみようかと思える魅力ある施設づくりをしてほしい。

【設備に関すること】

- 高齢事業だけでなく、障害事業でも介護ベッドが必要な場合がある。介護ベッド付きトイレを数箇所に配置できるのか。
- 避難経路について、高齢ゾーンにもスロープが必要なのではないか。
- 重度心身障害児を持つ方は、車の後部にリフトが付いているので、駐車場に前後のスペースが必要。
- 利用者からすれば、段差があると使いづらいと思うので、フラットな状況にしてほしい。

2 新たな総合福祉センターの基本コンセプト



地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点

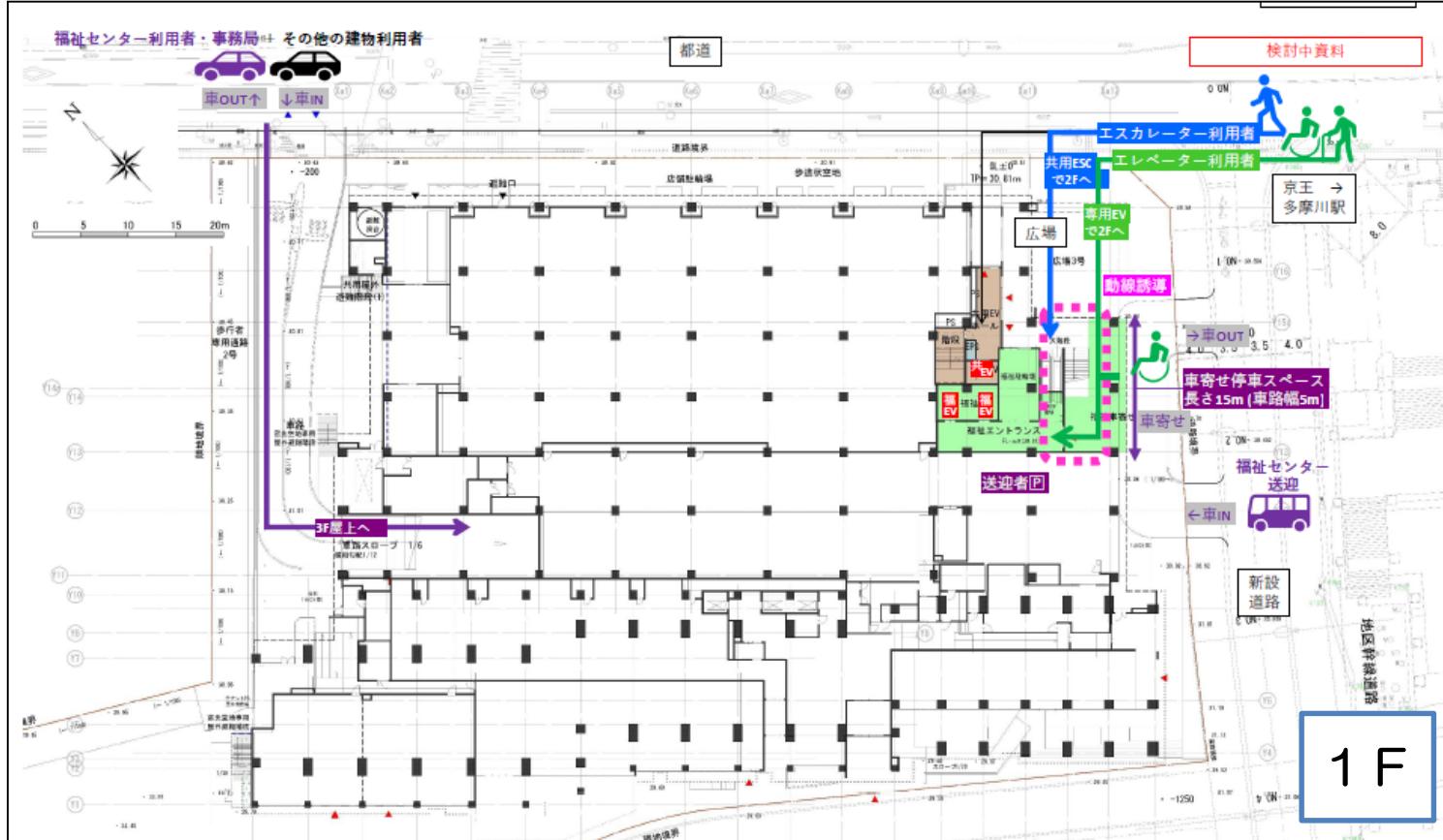
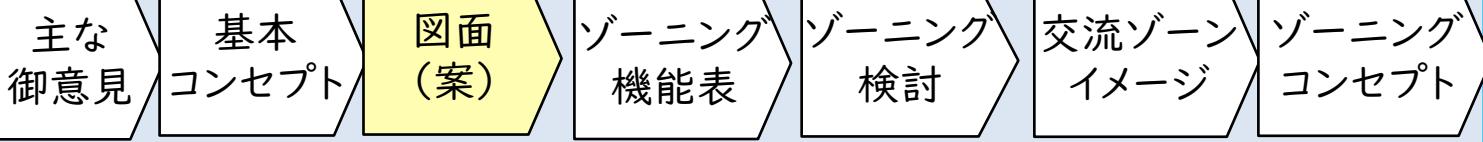
- ① 多面的な視点からアクセシビリティ（交通利便性・利用しやすさ等）に配慮しつつ、既存の総合福祉センターの基本機能に医療・高齢者の活動支援等の機能を加えた総合的な福祉の拠点
- ② 地域福祉コーディネーターや民生委員、ボランティアなど、支え合い活動や情報発信の拠点
- ③ 地域の住民が気軽に立ち寄れるようなロビーや福祉ショップの設置など、地域に開かれた親しみやすい福祉の拠点

機能整備に関する4つの考え方

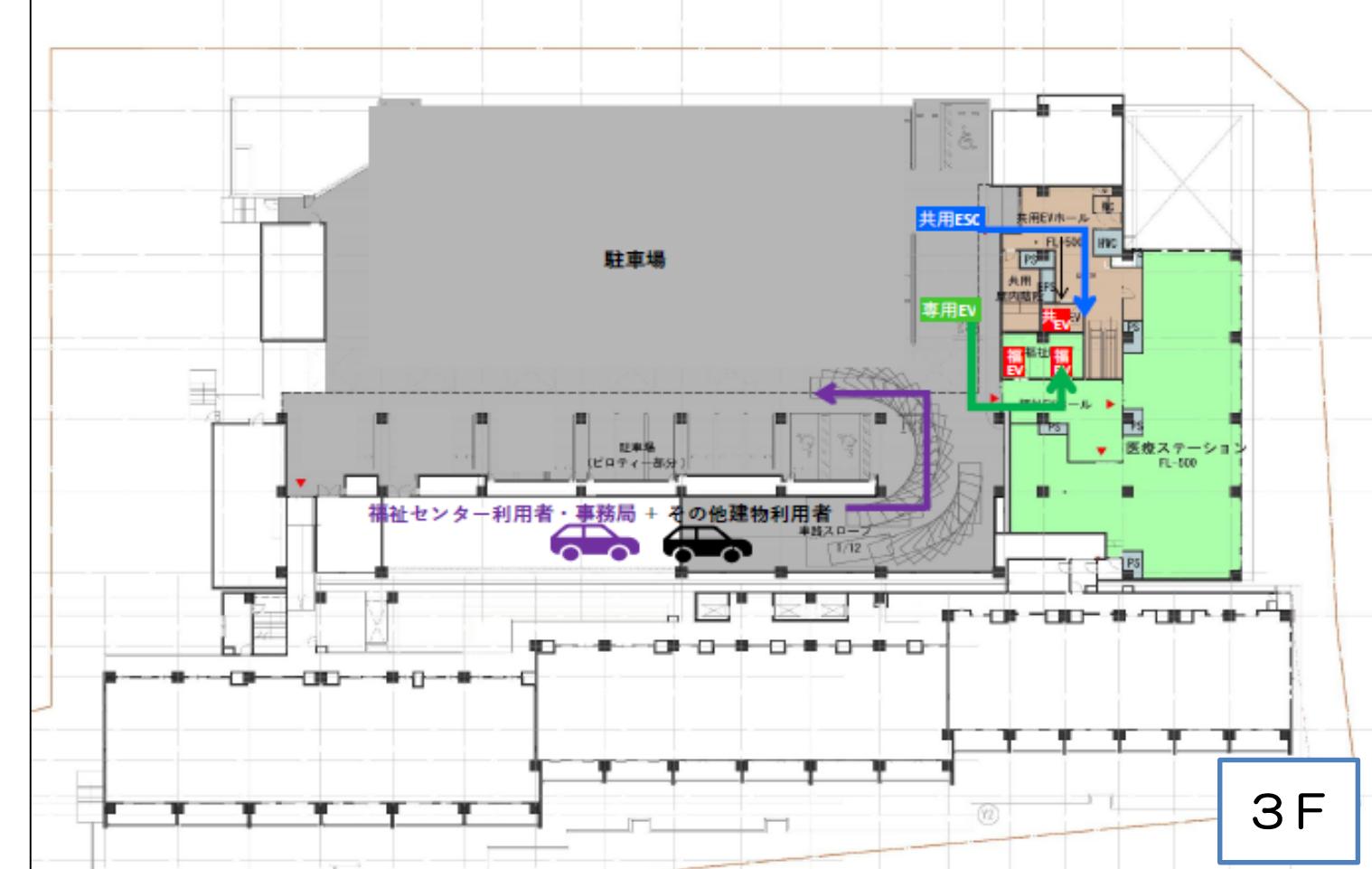
- ① 総合福祉センター基本機能の維持・向上
- ② ユニバーサルデザイン・アクセシビリティ（交通利便性・利用しやすさ等）・災害への備え
- ③ 地域共生社会づくりの拠点にふさわしい将来を見据えた機能改善の検討
- ④ 周辺福祉施設機能の集約・複合化

※ 総合福祉センターの整備に関する考え方 (p15) より

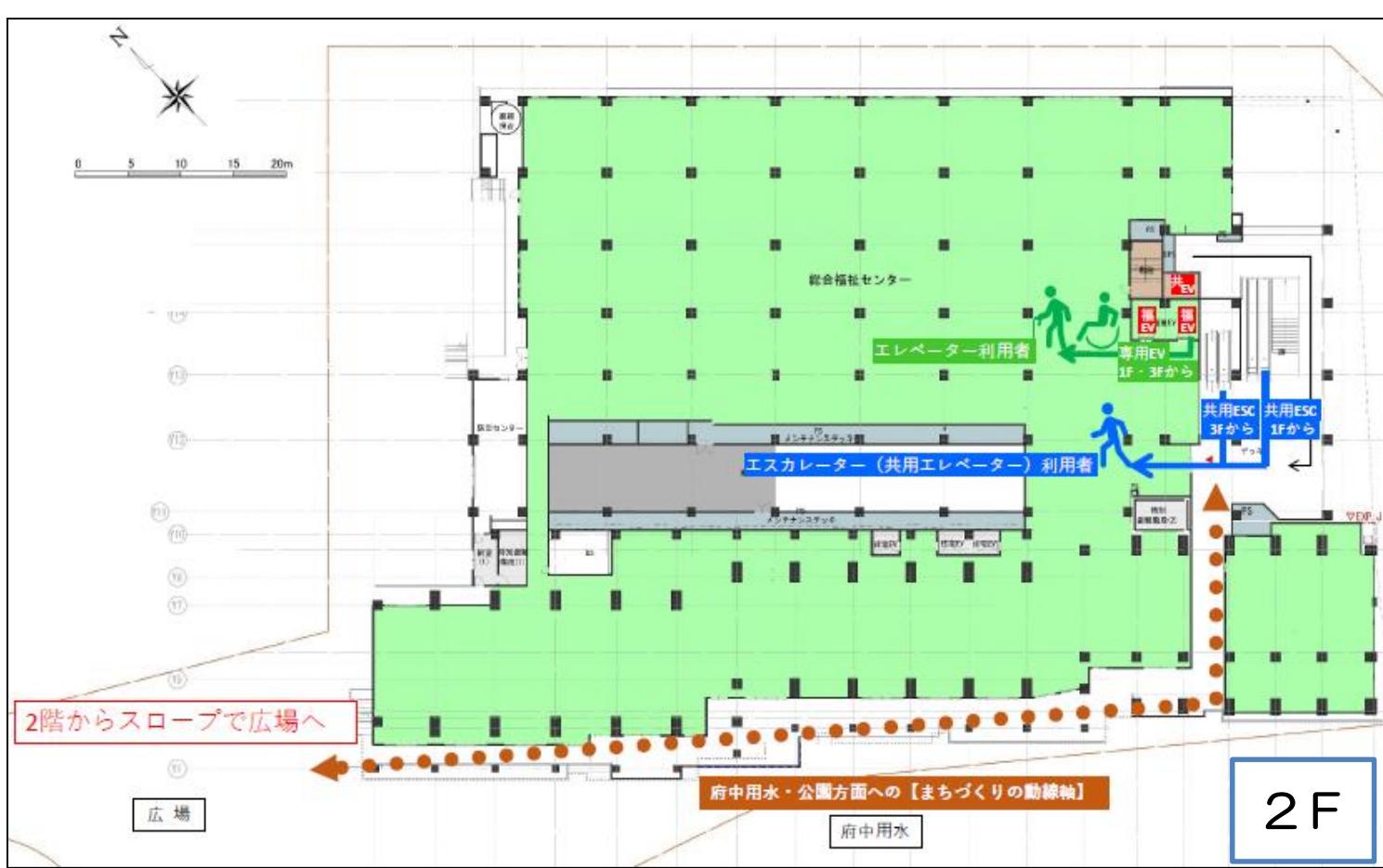
3 新たな総合福祉センターの図面（案）



1F



3F



2F

※ 第1回新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会（令和4年3月31日開催）資料

4 新たな総合福祉センターのゾーニングの機能表



ゾーン(案)	交流ゾーン	高齢者支援ゾーン	障害者・児支援ゾーン	子ども・若者支援ゾーン	活動支援ゾーン	フレイル予防ゾーン	事務ゾーン	機械室・倉庫ゾーン	
施設機能	若草ショップ エントランスゾーン	通所介護機能 「アイビー」	市基準通所機能 「よつば」	障害者支援機能 「ドーナツ」 「クローバー」「若草」	放課後デイサービス機能 「ぴっころ」	子ども・若者支援機能 「ここあ」	会議室機能 ボランティア機能	高齢(教養娯楽) 機能 老人憩の家機能	事務機能 機械室・倉庫機能
入口からの距離	デッキ部分との一体活用を考慮し、エントランス付近に配置	身障者が多いため、なるべく入口近くに	問わない	クローバーは近い方が望ましい。 その他の事業は問わないが、(事業連携の観点から)クローバー近くの配置が望ましい	別途の入口が必要	問わない	問わない	問わない	防犯上入口近くがよい。 カウンタースペースをなるべく広く
出入口の共用の可否	可	専用が望ましい	可	可	共用不可 (専用出入口必須)	可	可	可	可
トイレとの距離 専用トイレの有無	一般トイレで可	専用トイレとして現状の数を確保したい	アイビーと兼用可能	クローバーは近くにバリアフリートイレと折り畳みベッドが必要。 ドルチエ全体でも優先トイレを近くに配置するなど配慮必要	要専用トイレ	一般トイレで可	一般トイレで可	一般トイレで可	距離は問わない 職員数に応じた数の確保
事務室との距離	気軽に相談できるよう、近接することが望ましい	事務室を内包	アイビーと兼用可能	事務所は隣接した位置がよい。 事務所に相談できるスペースなど必要	施設に隣接若しくは包含	居場所、学習スペースはここあ事務室と近接	問わない	問わない	総務課と地域福祉推進課のスペース統合について要検討
窓の有無	デッキ部分との一体活用を考慮し、可能であれば大きい窓が望ましい	設置要件あり (要確認)	設置要件あり (要確認)	設置要件あり(要確認)	設置要件あり(要確認)	ある方が望ましい	ある方が望ましい	ある方が望ましい	ある方が望ましい 不要
他機能との連携	各ゾーン利用者同士や地域住民の方々との交流の場として活用	よつばと隣接	アイビーと隣接	クローバー室、生活支援室、視聴覚室はドルチエ関係なので近接がよい	トレーニングルームは隣接がよい	特になし。 プライバシー配慮の観点から、居場所・学習スペースは会議室から離れている方がよい	特になし。	老人憩の家機能との連携配慮	高齢機能との連携配慮 ロッカー室
その他配慮すべき事項	総合福祉センターの利用者のみならず、一般市民が気軽に使えるようなしつらえについて検討	アイビーは入口近くへの配置したいが、歩行訓練時におけるプライバシーや安全性の確保が必要	特になし	生活支援室、若草室、ドルチエ事務室を確保したい。 障害者地域活動支援センターとして面積要件あり	他事務所との共用不可。法定基準が一番厳格。 アイビーとは距離を確保したほうがよい	ここあとして、事務スペース、居場所スペース、学習支援室が必要。相談スペースは兼用で可(ただしプライバシーには配慮必須)	可能であれば施設系と別動線の確保	老人憩の家機能と諸室兼用による省スペース化の検討	教養娯楽室・浴室の兼用による省スペース化の検討 プライバシーに配慮された相談室の確保

フレイル予防ゾーン

【実施事業】

- 教養娯楽室の利用 ○入浴サービス

- 【移転更新におけるメリット】
 - ・教養娯楽室等の確保・充実
 - ・老人憩いの家機能との集約・複合化によるフレイル予防等の取組の充実

子ども・若者支援ゾーン

【実施事業】
○子ども・若者総合支援事業「ここあ」

【移転更新におけるメリット】

- ・時代のニーズに沿った施設機能、設備の充実
- ・プライバシーに配慮した相談室の確保・充実
- ・バルコニー側から出入口を確保することにより、プライバシーに配慮

障害者・児支援ゾーン

- 【実施事業】
 - 障害者地域活動支援センター「ドルチェ」
 - デイサービス「クローバー」
 - 作業体験デイサービス「若草」
 - 放課後等デイサービス「ぴっころ」

【移転更新におけるメリット】
・時代のニーズに沿った施設機能、設備の充実
・プライバシーに配慮した相談室の確保、充実

高齢者支援ゾーン

【実施事業】

- 通所介護・国基準通所型サービス「アイビー」
 - 市基準通所型サービス「よつば」

【移転更新におけるメリット】

- ・時代のニーズに沿った施設機能、設備の充実
 - ・アイビーの歩行訓練は室内で実施できるような大きさを確保
 - ・ユニバーサルデザイン等に配慮した通路幅員の確保

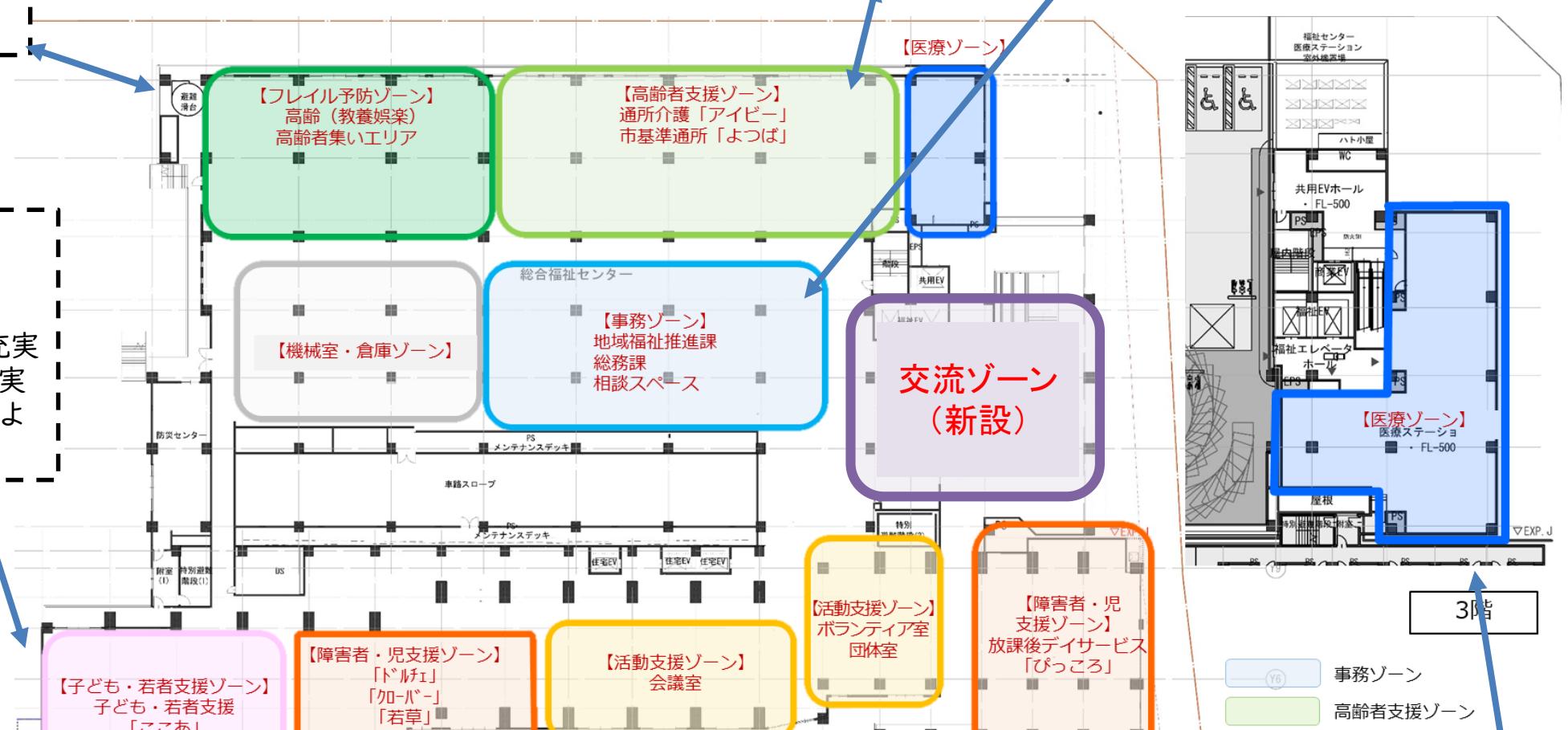
事務ゾーン

実施事業】

- 福祉相談 ○福祉機器の貸出し ○高齢者会食ミニディサービス
○調布ライフサポート など

多転更新におけるメリット】

- 相談窓口の集約に併せたプライバシーに配慮した相談室の確保・充実
一般利用者の貸出手続きを考慮し、会議室等の近くに配置



活動支援ゾーン

【実施事業】
○会議室・機材等の貸出

【移転更新におけるメリット】
・一般利用者の貸出の利便
・利便性の向上のため、バリ

医療ゾーン

寒施事業】

- 休日夜間急患診療事業
障害者歯科診療事業

移転更新におけるメリット】

診療室の拡充
感染症対策を考慮し、医科・歯科診療
機能等を独立した3階を中心に配置
発熱者対応時の動線、待合室等の確
保

6 交流ゾーンのイメージ

交流ゾーンの新設

検討会の交流機能に関する意見を踏まえ、新たな総合福祉センターの出入口付近を「交流ゾーン」として整理し、ゾーニングの中に配置しました。

総合福祉センター入口前のデッキ部分及びエントランスロビーを交流ゾーンとして位置付け

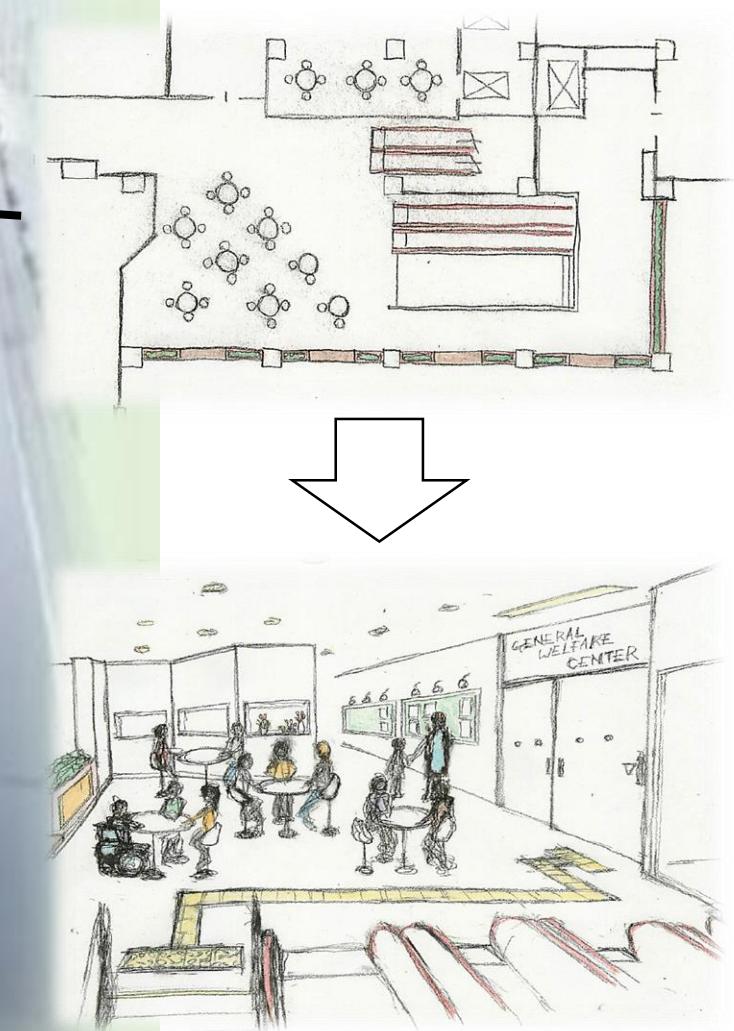
ロビー内部はテラスの延長でテーブルやイスを用意し、気軽に立ち寄ることのできるカフェスペースとして活用
ロビー内には現在の若草ショップなどを配置

デッキとロビーが同じ開放感のある空間に感じられるようにガラス面を設置
デッキとロビーの床仕上げを同じような素材とするなど、デッキに立ち寄った方々が気軽に入館できるよう配慮



デッキは、気軽に交流ゾーンに立ち寄れる場所として、駅前広場利用者などが見上げた際に、休憩できる場所があることに気付けるよう配慮し、一部は、カフェテラスのように活用

駅前広場で、キッチンカーなどによる福祉作業所等の商品を販売



※現時点でのイメージであり、内容を変更する可能性があります。

7 新たな総合福祉センターのゾーニング

地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点

[概要]

- ① 医療・高齢活動支援等の機能を加えた総合的な福祉の拠点
- ② 支え合い活動や情報発信の拠点
- ③ 地域に開かれた親しみやすい福祉の拠点

高齢者支援ゾーン コンセプト

趣味や運動・音楽などの活動や利用者間の交流の機会の提供を通じて、高齢者の自立支援・重度化防止を推進し、生きがいをもって自分らしく元気にいきいきと暮らせるよう、隣接するフレイル予防ゾーンと連動して、高齢者等を支援します。

事務ゾーン コンセプト

各事務スペース・相談窓口を集約することにより、ワンストップ窓口や包括的な相談支援の充実を図り、総合福祉センター内部での連携がより円滑化・効率化することを目指します。

フレイル予防ゾーン コンセプト

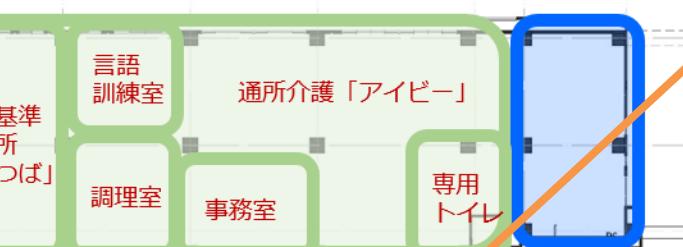
高齢者や障害者の憩いの場の提供や、趣味や交流等を通じたフレイル予防の取組により、高齢者等の健康づくり、生きがいづくりを支援します。

【フレイル予防ゾーン】 高齢（教養・娯楽） 高齢者集いエリア

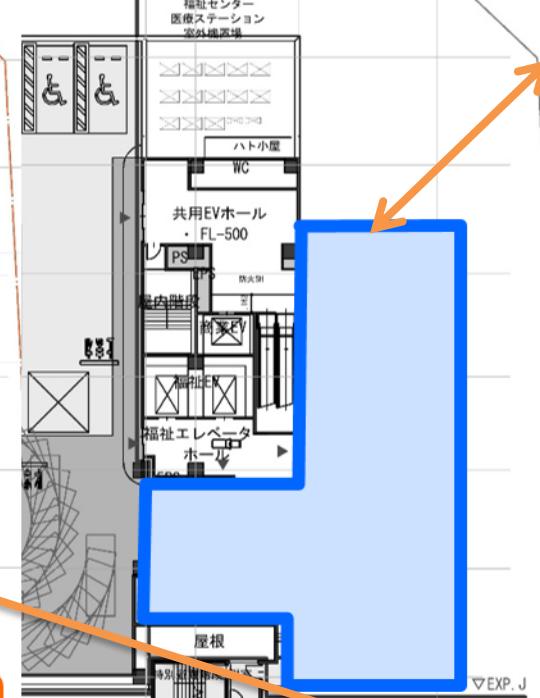


【高齢者支援ゾーン】

【医療ゾーン】 医科・歯科診療機能・調剤機能等



【医療ゾーン】 医科・歯科診療機能・調剤機能等



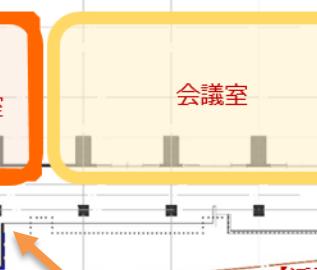
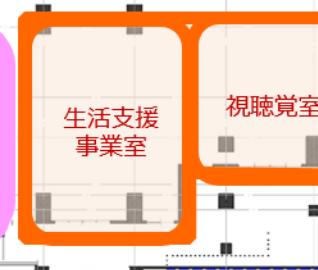
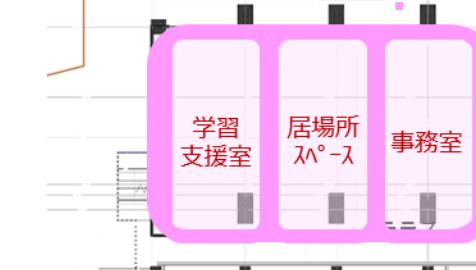
医療ゾーン コンセプト

医療ステーションの集約・複合化により、医科・歯科・薬科の連動による休日・夜間診療等の拠点機能の充実を図ります。また、感染症に対するこれまでの対応、経験等を踏まえた機能の充実を図ります。

子ども・若者支援ゾーン コンセプト

家庭の事情等により、進学や就職をあきらめてしまうことがないよう、子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供を行うとともに、進学や自立に向けた相談支援を行います。また、増加傾向にある利用者に適切なサービスを提供するため、各事業スペースの充実を図ります。

【子ども・若者支援ゾーン】 子ども・若者支援 「ここあ」



【活動支援ゾーン】

【障害者・児支援ゾーン】 放課後等デイサービス 「ぴっころ」

2階

3階

交流ゾーン コンセプト

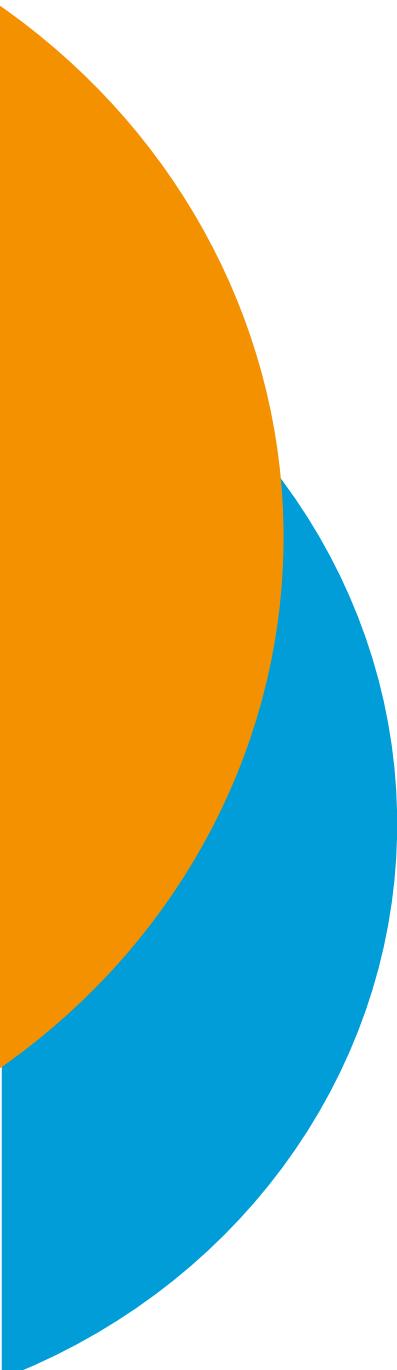
高齢者、障害者、児童などの利用者や地域住民のみならず、あらゆる市民の交流・集いの場を創出し、地域共生社会の充実を推進するゾーンの整備を目指します。

障害者・児支援ゾーン コンセプト

創作活動の機会、集い・交流の場の提供や、グループや個人の特性に合わせた音楽療法を主体とした放課後活動の場を提供します。

活動支援ゾーン コンセプト

多世代をはじめとした、多様な主体の活動や交流等を促進し、地域力の強化を図ることにより、地域における支え合いの推進や住民の主体的な地域福祉の活動を支援します。



第3

新たな総合福祉センターのユニバーサルデザイン に関する基本的な考え方

- 1 ユニバーサルデザインに関する主な御意見（要旨）
- 2 新たな総合福祉センターのユニバーサルデザインの取組
- 3 その他のユニバーサルデザインの留意事項
- 4 新たな総合福祉センターのユニバーサルデザインに関する基本的な考え方

【設備のこと】

- 館内放送を文字化できるような電光掲示板を整備してほしい。
- 駐車ゲートに不具合があった場合など、電話対応ができない聴覚障害者に配慮してほしい。
- 点字ブロックの敷設などについては、必ず当事者の意見を聞いてほしい。
- 標示については、色や男女の形がはっきりと区別できるなどの分かりやすさが大事である。
- 緊急時、机の下に隠れる場合などにその動作を図示したデジタルサインを標示してほしい。
- トイレについては、重度心身障害児の方のためのユニバーサルベッドが必要である。
- エスカレーターについては、子どもが乗り出さない、隙間がないような考え得る限り安全な配置としてほしい。
- 多様なニーズを集約していくのは難しいと思うが、使いやすいトイレを適材適所に配置していただきたい。
また、ストレッチャー対応のエレベーターなど、今後の配置については、社会福祉協議会の意見も含めて、良い形で配置いただければと思う。
- トイレは生きるうえで大事な分野なので、綺麗でかつ、ニーズにあった個数がほしい。

【機能のこと】

- 障害者・高齢者機能と合わせて、医療も使いやすい機能になれば良いと思う。
- 2階の医療スペースについては、医療者が「健康の勉強会」を開催するなど、医療と福祉の連携に主眼を置いて、連携できることはやっていきたい。
- 「更生保護の支援」という視点から、社会福祉協議会と連携しながら協力いただけるような素晴らしい施設としてほしい。
- 新たな総合福祉センターの交流機能については、「総合福祉センターを利用する方々が、それぞれの立場を超えて交流や情報交換していく機能」と「総合福祉センターを利用する方々が利用者でない方と交流していく機能」の2面性をどのように表現するかが重要である。

2 新たな総合福祉センターのユニバーサルデザインの取組

センター移転に当たってのユニバーサルデザインに関する留意事項

【総合福祉センターの整備に関する考え方】

- ① 高齢者や障害者に配慮した施設の需要が高まっていることなどを踏まえた東京都福祉のまちづくり条例や施設整備マニュアル等に基づく整備
- ② 移転・更新に当たっては、高齢者、障害者等の多様な利用者の状況を踏まえて、多面的な視点からアクセシビリティ（交通利便性、利用しやすさ等）に配慮するとともに、ハード・ソフト両面から、ユニバーサルデザイン・バリアフリー、必要な移動手段の確保等を検討など

主な
御意見

ユニバーサル
デザイン取組

その他のUD
の留意事項

UDの基本的
な考え方

新たな総合福祉センターのユニバーサルデザインの取組

【総合福祉センターの整備に関する考え方】

- ① ICT等を活用したシステムの導入を検討
- ② ユニバーサルデザインによるデジタルサイネージや非常灯などの設置
- ③ カーブミラーの設置等による安全な施設内動線の確保
- ④ 音声案内付き・ストレッチャー対応のエレベーターの設置
- ⑤ 障害者等に配慮した通路幅員の確保（車いすのすれ違い可）など

施設設備	法令上の対応等	参考事例
廊下等	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックの表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ ・階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点字ブロック等を敷設 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの分かりやすい位置に居室名等の点字表示を設置し、利便性の向上を目指します。 ・床、壁等の色調を区分けし、安全かつ明確な動線確保を目指します。 ・廊下の角等にカーブミラーを設置し、安全な動線確保を目指します。 ・視覚障害者に分かりやすい点字ブロックの配置はもとより、車いす等利用者にも配慮した整備を目指します。 
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用便房を設置 ・水洗器具（オストメイト対応）が設置されている便房を設置 ・床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の機能等を設置することにより、利便性の高いトイレの整備を目指します。 ①音声案内や触地図の設置 ②個室前に緊急ランプを設置 ③洗面台下に蹴込みの設置 ・触地図やピクトグラムの案内標示により、誰もが使いやすい案内設備の整備を目指します。 ・「床壁の色調の区分け」や「ユニバーサルベッドの設置」により、快適に利用できる環境整備を目指します。 
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置 ・車いすの転回に支障のない構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の機能等を設置することにより、誰もが安心して利用できる昇降機の整備を目指します。 ①緊急時等にかご内外の連絡等が可能となるようエレベーター出入口にガラス窓の設置 ②かご内の状況がわかるようモニターを設置 ③エレベーターホールやかご内に音声案内の設置 
標識・サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化措置済みエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識を設置 ・移動円滑化措置済みエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字等で視覚障害者に示す設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導サインや位置サインを適切に設置し、円滑な案内設備の整備を目指します。 ・施設情報やイベント開催状況等に関するデジタル表示により、多様な利用者の利便性向上を目指します。 
駐車場・車寄せ	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置 ・車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者等が円滑に利用できる空間を確保し、利便性の向上を目指します。 ・車いす使用者等の実情を踏まえ、乗降しやすい駐車場の整備を目指します。 

3 その他のユニバーサルデザインの留意事項

配慮部位	配慮内容	配慮部位	配慮内容
階段	<p>手すりの設置(踊場を除く)</p> <p>踊場に手すりの設置</p> <p>表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ</p> <p>踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能</p> <p>段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造</p> <p>主たる階段は回り階段でないこと</p> <p>けあげ18cm以下、踏面26cm以上</p> <p>階段の幅 120cm以上</p> <p>段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設</p>	敷地内通路 (屋外)	<p>表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ</p> <p>段がある部分は次に掲げるもの</p> <p>手すりの設置</p> <p>踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能</p> <p>段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造</p> <p>幅 140cm以上</p> <p>50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置</p> <p>戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし</p> <p>傾斜路は次に掲げるもの</p>
傾斜路（屋内）	<p>幅 140cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)</p> <p>勾配 1/12以下</p> <p>手すりの設置</p> <p>高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置</p> <p>両側に側壁又は立上りの設置</p> <p>始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置</p> <p>表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ</p> <p>前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能</p> <p>傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設</p>	案内設備まで の経路	<p>幅 140cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)</p> <p>勾配 1/20以下</p> <p>手すりの設置</p> <p>両側に側壁又は立上りの設置</p> <p>始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置</p> <p>前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能</p> <p>道等から案内設備（案内所がある場合は案内所）までの経路の一以上→次の視覚障害者移動等円滑化経路</p> <p>線状ブロック、点状ブロック等を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置</p> <p>車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設</p>
浴室等	<p>床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ</p> <p>次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置（男女別の場合はそれぞれ）</p> <p>浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置</p> <p>車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保</p> <p>出入口の幅 (開放時有効) 85cm以上</p> <p>戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし</p>	段差の禁止	<p>移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けない</p> <p>⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く</p>
		出入口	<p>幅 (開放時有効) 85cm以上 (直接地上に通じる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く)</p> <p>直接地上に通じる出入口の幅 (開放時有効) 100cm以上</p> <p>戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし</p>

4 新たな総合福祉センターのユニバーサルデザインに関する基本的な考え方

主な御意見 ユニバーサルデザイン取組 その他のUDの留意事項 UDの基本的な考え方

ユニバーサルデザインの基本方針(コンセプト)

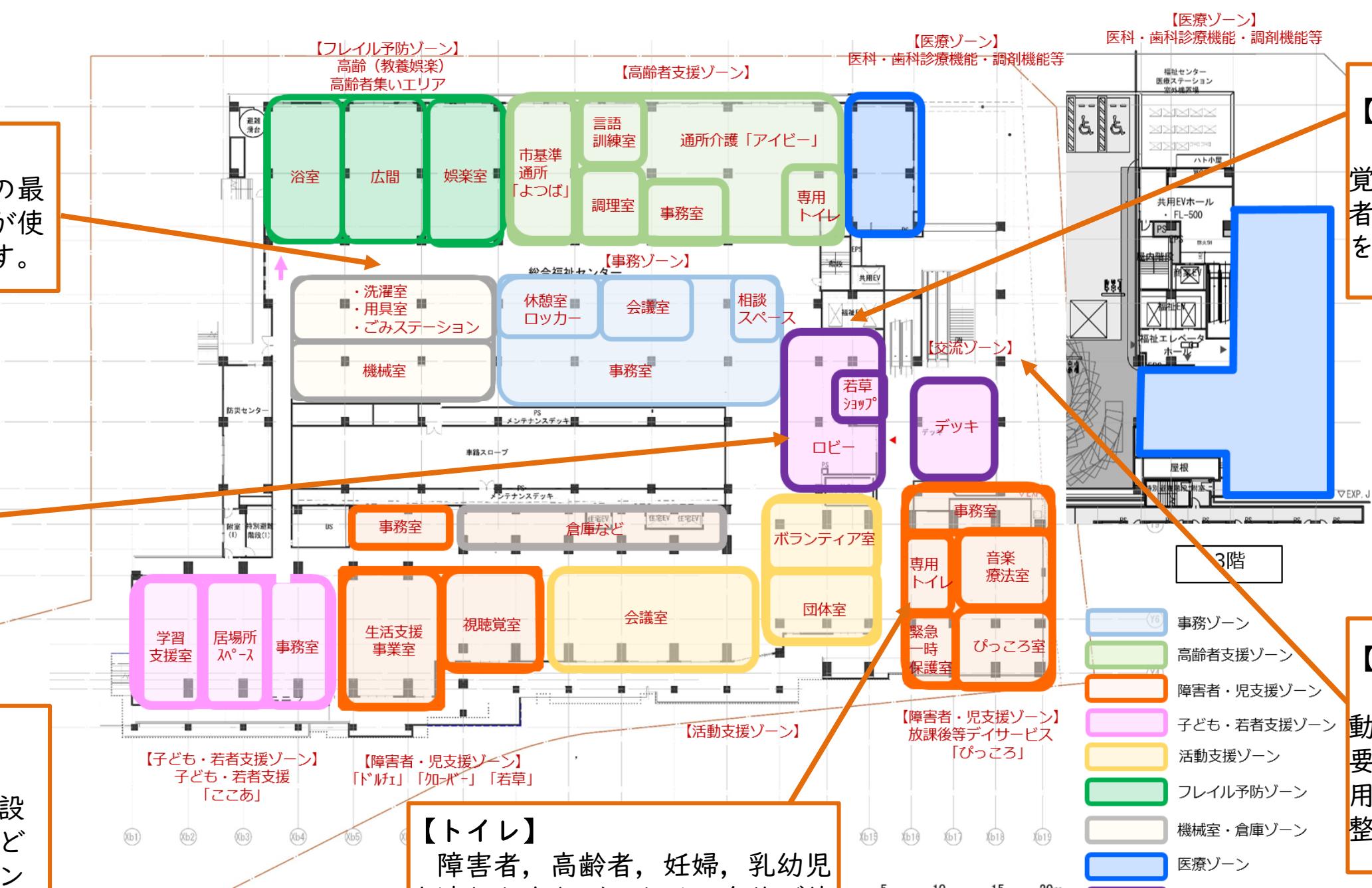
ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障害者、子ども等による多様な利用状況を踏まえて、ハード・ソフトの両面から必要な機能・設備を確保し、誰もが気軽に交流することができ、安全かつ安心して使いやすい施設の整備を目指します。

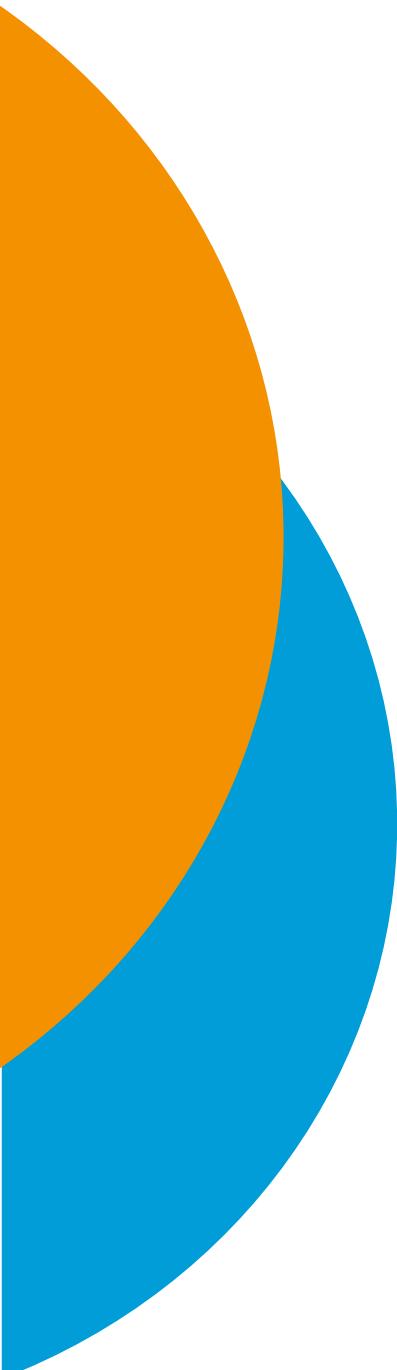
【廊下等】
施設内を円滑に利用するための最も重要な部分であるため、誰もが使いやすい動線の確保を目指します。

【標識・サイン】
利用者が円滑に、目的の場所に到達できるような案内設備を整備します。

【その他の留意事項】
階段、傾斜路（屋内）、浴室等、敷地内通路（屋外）、案内設備までの経路、段差、出入口などについて、ユニバーサルデザインに留意して整備します。

【トイレ】
障害者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方など、トイレ全体で使いやすい環境を整備します。





第4 調布駅周辺の福祉機能（フロント機能） (案)について

- 1 調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）に関する主な御意見（要旨）
- 2 調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）の候補地選定に関する基本的な考え方（案）
- 3 新たな総合福祉センターと調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）
- 4 調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）の整備方針（案）

【相談・受付にすること】

- 同行援護などの支援事業等に関する報告事務の受付について、調布駅周辺の福祉機能で受け付けてくれるのか。また、会議室等についても、調布駅周辺の福祉機能で予約できるようにしてほしい。
- 会議室予約の申込等に関しては、書類に書き込むことも難しいという方もいるので、デジタル化も良いが人的なサポートは継続してほしい。

【新たな総合福祉センター等との連動性】

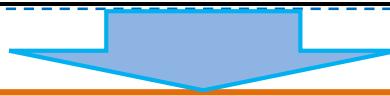
- 調布駅周辺の福祉機能の相談機能については、担当部署や新たな総合福祉センターに繋いでいただきため、どこに案内すればよいのかを良く分かっている方を配置してほしい。
- 調布駅周辺の福祉機能では、総合福祉センターのフロント機能として受け止めた内容が、新たな総合福祉センターにつながるようなイメージをもっていきたい。
- 調布駅周辺の福祉機能については、あくまで総合福祉センターの機能充実として、調布駅周辺に確保することをイメージしており、新たな総合福祉センターに繋がるような機能をコンパクトに整備することが非常に大事だと思う。
- 調布駅周辺の福祉機能に新たな機能を設けるのではなく、フロント機能としてそこで受け止めて、新たなセンターや他の機能にきちんとつないでいくことが大切である。そのため、地域共生社会の充実に向けて、全体を捉えながら検討をしていくことが重要である。
- 調布駅周辺の福祉機能は、総合福祉センターが移転する前に開設されるのか。

2 調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）の候補地選定 に関する基本的な考え方（案）

主な御意見 候補地選定の基本的な考え方 新センターと福祉機能 整備方針（案）

調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）の整備に関する視点

検討項目	検討の視点
1 アクセス（距離・立地）	調布駅からアクセスや利便性の良い立地を検討します。
2 ユニバーサルデザイン・バリアフリー	① 調布駅周辺の福祉機能については、障害者や高齢者等の多様な利用者の状況を踏まえて、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮して整備します。 ② 調布駅からの動線については、アクセシビリティに配慮し、安全・安心かつ円滑な移動動線を確保します。
3 想定規模	新たな総合福祉センターの出先機能・相談機能、交流・居場所機能、集会機能等のフロント機能として、コンパクトな機能整備に必要な面積を確保します。
4 市の福祉サービス等との連動性	調布駅周辺の福祉機能の相談機能等と市の福祉サービス等を提供する窓口や公共施設との緊密な連携を図れる立地に整備することで、利用者の利便性向上を目指します。
5 用地確保の安定性	調布駅周辺の福祉機能を安定的に管理・運営するため、公共施設の活用を基本として検討します。
6 整備の時期	調布駅周辺の福祉機能の整備の時期については、総合福祉センターの整備スケジュールを踏まえたサービス提供に留意して検討します。



【調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）の候補地選定に関する基本的な考え方（案）】

調布駅周辺の福祉機能の整備については、新たな総合福祉センターのフロント機能として、調布市役所及びその敷地内の活用を視野に、市庁舎の長寿命化・狭隘化対策と併せて、総合的に検討します。

※ また、グリーンホールの更新を検討する中で、地域共生社会の充実に向けた機能（交流スペース）を整備することについても、併せて検討します。

3 新たな総合福祉センターと調布駅周辺の福祉機能 (フロント機能)

主な
御意見

候補地選定の
基本的考え方

新センターと
福祉機能

整備方針(案)

新たな総合福祉センター



調布駅周辺の福祉機能(フロント機能)

調布駅周辺の福祉機能(フロント機能)は、新たな総合福祉センターの基幹機能である各分野の相談支援機能、活動支援機能や交流機能等に「誘導・繋ぎ・補完」することを目的に、「交流・居場所機能」、「相談・出先機能」、「集会機能」の3つの機能要素で構成します。

I 交流・居場所機能

【基本方針(案)】

交流・居場所機能については、「地域共生社会」や「パラハートちゅうふ」の理念を踏まえ、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮しながら、新たな総合福祉センターへ誘導する機能を目指します。

【取組イメージ】

- 福祉施設の製作物の展示・販売
- 新たなセンターに繋ぐショールーム的要素 など

II 相談・出先機能

【基本方針(案)】

相談・出先機能については、新たな総合福祉センターや市の福祉サービスと繋がる機能として、利用者支援や福祉活動支援に資するコンパクトな機能整備を目指します。

【取組イメージ】

- 簡易的な相談の受付や諸届の受取
- 相談の内容等に応じて、振り分けを行い、担当部署へ繋ぐ機能
- 移転後のセンターに繋がるICTを活用した相談 など

III 集会機能

【基本方針(案)】

会議室や団体室などの集会機能については、新たな総合福祉センターの中で現行機能を維持するとともに、新たな総合福祉センターとの連動により、その機能を補完する観点から、調布駅周辺の福祉機能(フロント機能)に多目的で活用可能なコンパクトな会議スペース等を整備します。

【取組イメージ】

- 会議等に活用可能なスペース
- 福祉イベント等の待機場所 など

4 調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）の整備方針（案）

主な
御意見

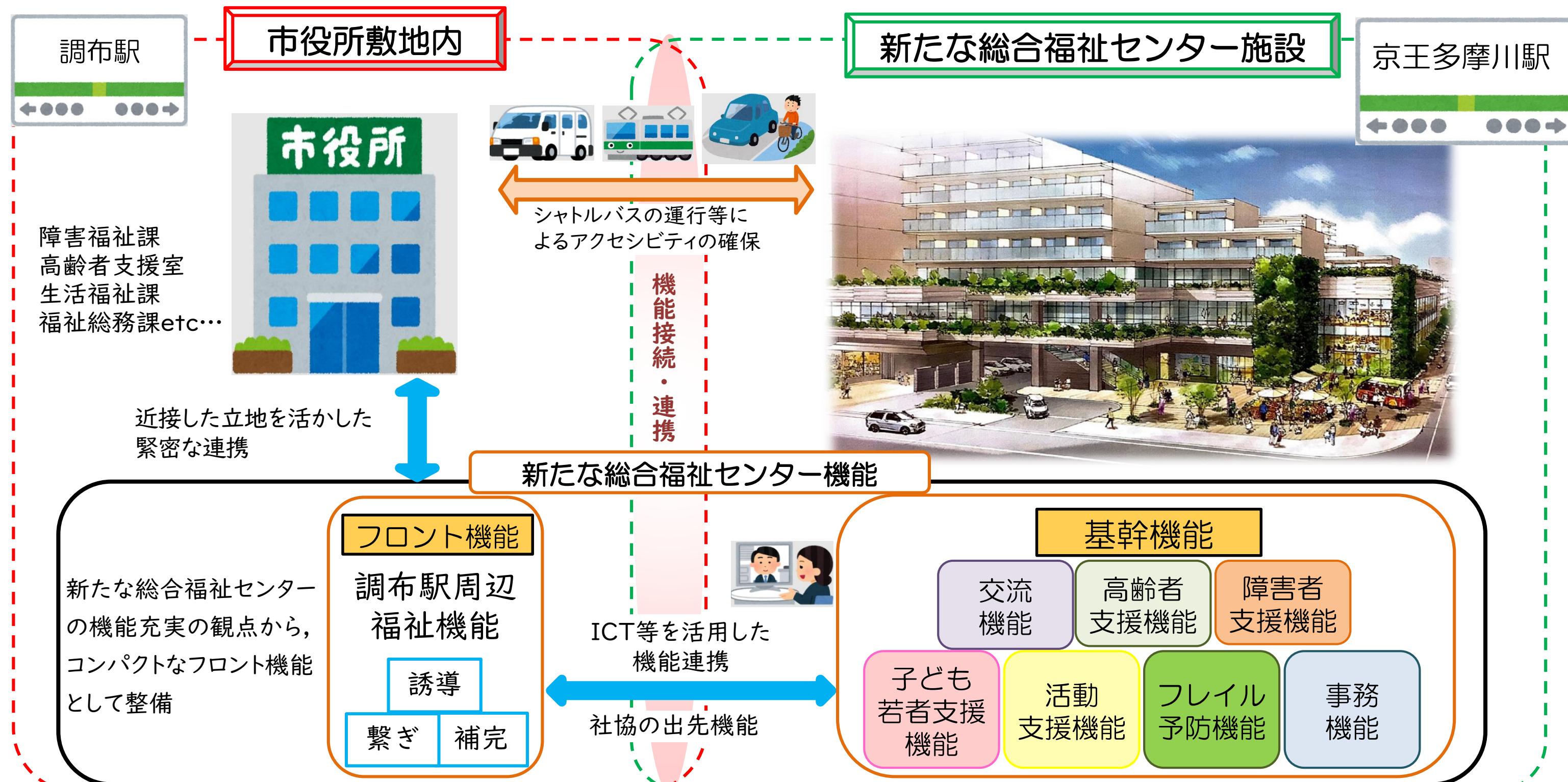
候補地選定の
基本的考え方

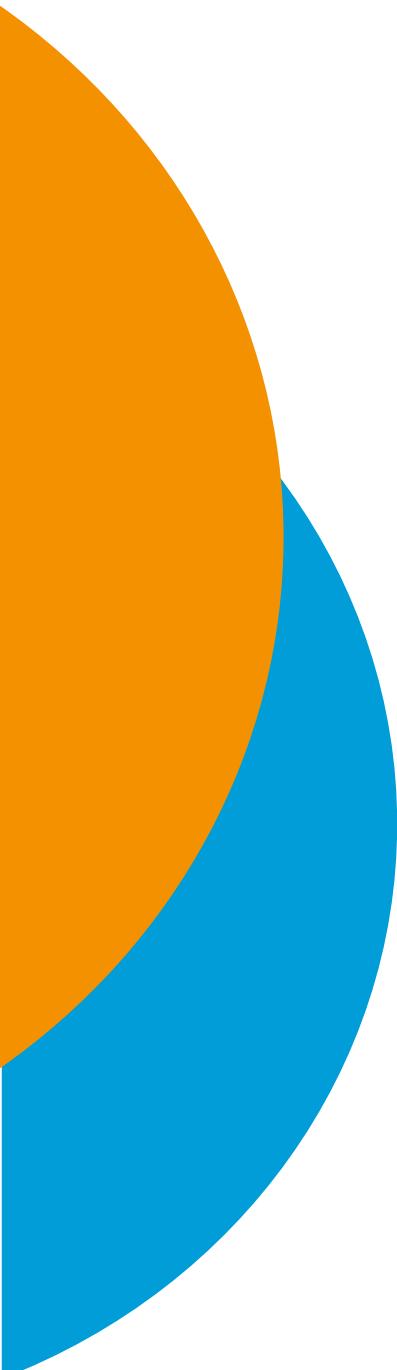
新センターと
福祉機能

整備方針（案）

整備方針（案）

新たな総合福祉センターの機能充実の観点から、コンパクトなフロント機能としての整備を目指します。また、利用者等の利便性の確保や福祉サービスの効果的な提供のため、市役所機能との連携の観点を踏まえて、調布市役所及びその敷地内の活用を視野に、**新たな総合福祉センターの整備に併せて**、必要な機能や設備を確保します。





第5 京王多摩川駅周辺のアクセシビリティ（シャトルバス）（案）について

- 1 シャトルバスに関する主な御意見（要旨）
- 2 移動手段の整備について
- 3 アクセシビリティ（シャトルバス）に関する視点の整理
- 4 アクセシビリティ（シャトルバス）に関する基本的な考え方（案）
- 5 アクセシビリティ（シャトルバス）の基本方針（案）

【全体的な意見】

- 雨の日に車いすのお子さんを押していると、親が濡れてしまうため、新たな総合福祉センターに行きやすい環境を整備していただきたい。
- アクセスについては、シャトルバスはもとより、電車、自家用車、自転車などあらゆる手段を使ってそれがアクセスしやすいことがとても大切である。

【車両の仕様等】

- シャトルバスについて、新たな総合福祉センターを使う全ての人が乗りやすいバスが必要であるため、段差のない仕様としてほしい。また、バスの待合に屋根があるとありがたい。
- シャトルバスでは乗降の際に支障なく降りられるようにしてほしい。

【発着場所】

- シャトルバスの発着場所については、できれば車道を横断することのないような場所が確保できないか。
- シャトルバスの発着場所については、雨の時には軒下があり、待ち時間に座れる椅子がある場所など、ロビーのような待合機能のニーズもあるのではないか。
- シャトルバスの発着場所としてぎりぎり納得できるのは、たづくり正面玄関辺りだと思う。

2 移動手段の整備について

移動手段の整備

総合福祉センターの整備に関する考え方 p24

「調布駅周辺～京王多摩川駅前」間の巡回を想定した無料シャトルバスや事業の実施状況等に応じた無料の送迎サービスなどの移動手段を検討します。

主な
御意見

移動手段の
整備

視点の
整理

基本的な
考え方(案)

基本方針
(案)

3 アクセシビリティ（シャトルバス）に関する視点の整理

アクセシビリティ（シャトルバス）に関する視点の整理

①調布駅周辺の福祉機能
(フロント機能)との連携

②適切な待合スペース
の確保

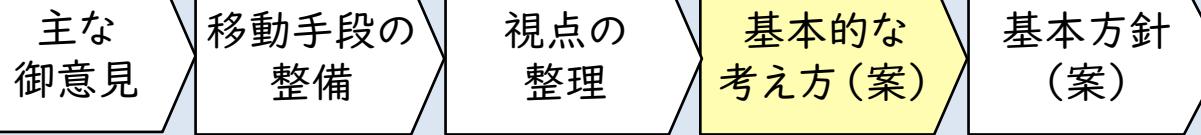
③利用者が安全かつ円滑に
利用できる環境の確保
(生活利便に利用されない等の配慮)

④調布駅周辺の立地活用

複数の発着ポイントを視野に検討

シャトルバスの発着場所については、いただいた御意見を踏まえ、「①調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）との連携、
②適切な待合スペースの確保、③生活利便に活用されないよう配慮」の3つの視点に「④調布駅周辺の立地活用」の視点を新たに加え、利用者の状況や事業の実施状況等を踏まえながら、基本方針（案）に沿って具体的な検討を行う中で、調布駅周辺に複数箇所の発着場所の設置も視野に段階的・総合的に検討します。

4 アクセシビリティ（シャトルバス）に関する 基本的な考え方（案）



アクセシビリティ（シャトルバス）に関する基本的な考え方（案）

（1）運行経路

調布駅周辺から新たな総合福祉センターまでの運行を想定します。

（2）運行間隔

福祉サービスや実施事業、各種会議等の実施時間や参加人数など、現在の総合福祉センターの多様な利用者の状況等を踏まえ、適切な便数のシャトルバスを整備します。

（3）発着場所（停留場所）

調布駅周辺の発着場所は、**適切な待機スペースの確保**や市役所の福祉サービスの利用、他の公共施設等の**利用の観点**から、**調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）**と連動した適切な待合スペースの確保など、既存の社会資源の活用を含めて、周辺環境の整備に努めるとともに、**利用者の利便性確保の観点**から、**調布駅周辺の立地活用も視野に段階的・総合的に検討します。**

（4）車両の仕様

多様な利用者の状況等を踏まえ、誰もが使いやすく、必要な規模の車両を検討します。



5 アクセシビリティ（シャトルバス）の基本方針（案）

主な
御意見

移動手段の
整備

視点の
整理

基本的な
考え方（案）

基本方針
(案)

基本方針（案）

シャトルバスについては、車いす利用者などの円滑な移動に配慮が必要な方が利用できる機能、設備を備えるとともに、現在の総合福祉センターの利用者の状況や事業の実施状況等を踏まえながら、必要な規模を確保し、アクセシビリティを確保するための移動手段として整備します。

また、その中で、発着場所については、バリアフリーの視点を踏まえ、調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）と連動した適切な待合スペースの確保など、既存の社会資源の活用を含めて、周辺環境の整備に努めるとともに、利用者の利便性確保の観点から、調布駅周辺の立地活用も視野に段階的・総合的に検討します。

シャトルバスの運行イメージ（案）



京王多摩川駅

【バスのイメージ】

- 仕様：多様な利用者の状況等を踏まえ、誰もが使いやすく、必要な規模の車両を検討します。
- 運行間隔：現在の総合福祉センターの多様な利用者の状況等を踏まえ、適切な便数のシャトルバスを整備



調布駅

アクセス

ユニバーサルデザイン
バリアフリー

調布駅周辺 発着場所

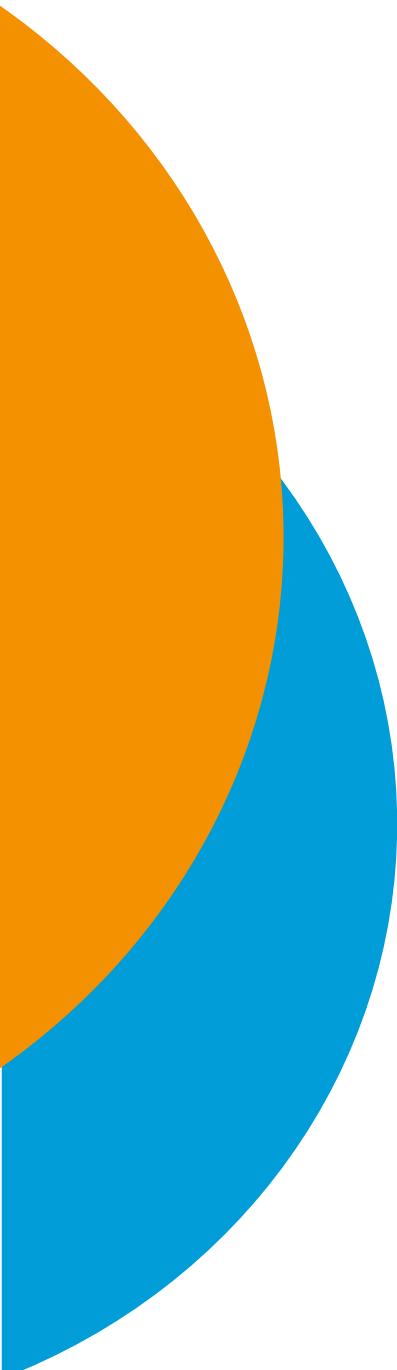
- ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した乗降しやすい環境整備
- 社会福祉協議会の職員によるサポート

シャトルバスイメージ（案）



- シャトルバスの利便性確保の観点から、調布駅周辺の立地活用も視野に段階的・総合的に検討
- ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した乗降しやすい環境
- 調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）と連動した適切な待合スペースの確保

調布駅周辺の福祉機能 (フロント機能)



第6 京王多摩川駅周辺のアクセシビリティ（京王多 摩川駅舎）（案）について

- 1 京王多摩川駅周辺のアクセシビリティに関する主な御意見（要旨）
- 2 京王多摩川駅周辺の取組
- 3 調布市バリアフリー特定事業計画（案）について
- 4 アクセシビリティ（京王多摩川駅舎）の基本方針（案）

1 アクセシビリティ（京王多摩川駅舎）に関する主な御意見（要旨）

主な
御意見

京王多摩川駅
周辺の取組

京王多摩川駅
舎の取組（案）

基本方針
(案)

【全体的な意見】

- 京王多摩川駅周辺のバリアフリーについて、駅周辺に微妙な段差が散見されるため、駅周辺全体で利便性と安全性を確保してほしい。
- 調布駅周辺の福祉機能と新たなセンターの基幹機能を合わせて総合福祉センターとするのであれば、アクセシビリティの点で分断があってはならない。京王多摩川駅のアクセシビリティがごく普通の光景としてあるように、不便なく安全に福祉機能に到達することを目指して整備することが重要である。

【京王多摩川駅舎に関する意見】

- 京王多摩川駅が使いやすいことが重要であるため、エスカレーターは必要だと思う。
- エレベーターで良いと思うこともあるが、他の方のことも考えると、エスカレーターはいずれ設置してほしい。
- 今後、乗降者が増えてくることに伴って、京王多摩川駅が福祉のモデル駅となるように、この際、思い切ってエスカレーターを設置してほしい。

2 京王多摩川駅周辺の取組

主な
御意見

京王多摩川駅
周辺の取組

京王多摩川駅
舎の取組(案)

基本方針
(案)

重点整備地区の取組

総合福祉センターの整備に関する考え方 p24

地域共生社会の充実に向けたまちづくりの推進

- ・京王多摩川駅周辺地区を次期調布市バリアフリー基本構想*の「重点整備地区」に位置付けます。
- ・京王多摩川駅から施設までの道路の段差解消等まちづくり全体における移動等円滑化に取り組みます。

京王多摩川駅舎に関する取組

総合福祉センターの整備に関する考え方 p25

京王多摩川駅舎の利便性向上

京王多摩川駅舎のアクセシビリティ・利便性の向上に向けて、京王電鉄株式会社と協議を重ねた結果、次期調布市バリアフリー基本構想*と関連して以下の取組が示されています。

対象施設	項目	事業の内容	実施時期
京王 多摩川駅	全体	施設・設備の更新に併せて以下のバリアフリー化検討を行います。また、実施時期等について市と協議します。 ○視覚障害者誘導用ブロックのJIS規格への統一、敷設位置の調整 ○エレベーターの更新・大型化 ○券売機の蹴込み設置 ○車いす使用者用トイレの更新と一般トイレへの機能分散化	検討中
	ホーム	可動式ホーム柵の設置・ホームと車両の段差や隙間を縮小します。	検討中
	車両	車両のバリアフリー化を推進します。	継続
	案内・情報バリアフリー	筆談器の設置を示す案内を掲示します。	継続
	教育啓発・こころの バリアフリー	駅係員、乗務員のバリアフリー教育を推進します。 エレベーター・エスカレーターやトイレ等における利用ルールやマナー、バリアフリーの取組等を周知する情報提供を実施します(ポスター・ホームページ等)。	継続

※ 「調布市バリアフリー基本構想」は令和4年4月に策定

3 調布市バリアフリー特定事業計画（案）について

主な
御意見

京王多摩川駅
周辺の取組

京王多摩川駅
舎の取組（案）

基本方針
(案)

調布市バリアフリー特定事業計画(令和4年度第2回バリアフリー推進協議会(令和5年3月29日資料))

事業計画及び配慮事項

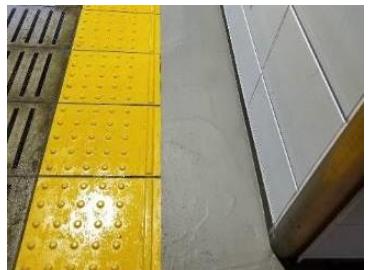
番号	項目	事業の内容	詳細な事業の内容	規模		事業実施予定期間		実施に際し、配慮すべき事項、検討状況、変更点など
				数量	単位	着手	完了	
1	通路	視覚障害者誘導用ブロックのJIS規格への統一、敷設位置の調整について、施設・設備の更新に併せて検討（実施時期等については市と協議）	—		必要箇所	検討中	検討中	全体方針を検討中のため
2	エレベーター	エレベーターの更新・大型化について、施設・設備の更新に併せて検討（実施時期等については市と協議）	上下ホームのエレベーター更新・大型化を検討する。	2	箇所	検討中	検討中	全体方針を検討中のため
3	券売機・改札口	券売機の蹴込み設置について、施設・設備の更新に併せて検討（実施時期等については市と協議）	—	1	箇所	検討中	検討中	全体方針を検討中のため
4	トイレ	車いす使用者用トイレの更新と一般トイレへの機能分散化について、施設・設備の更新に併せて検討（実施時期等については市と協議）	—	1	箇所	検討中	検討中	全体方針を検討中のため
5	ホーム	可動式ホーム柵の設置・ホームと車両の段差や隙間の縮小	1、2番線に可動式ホーム柵の設置を検討する。		必要箇所	検討中	検討中	全体方針を検討中のため
6	車両	車両のバリアフリー化の推進	車両リニューアル、車両新造に合わせて全車両へ車椅子スペース設置を進める。	—	—	継続	継続	
7	案内・情報バリアフリー	案内・情報バリアフリー	筆談器の設置を示す案内の掲示	—	必要箇所	継続	継続	
8	教育啓発・心のバリアフリー	駅係員、乗務員のバリアフリー教育の推進	視覚障害の方への声掛けや案内誘導の訓練を継続して実施するほか、訓練内容の拡充やオンラインを活用した教育方法について検討を行う。	—	—	継続	継続	
9	教育啓発・心のバリアフリー	エレベーター・エスカレーター・トイレ等における利用ルールやマナー、バリアフリーの取組等を周知する情報提供の実施（ポスター・ホームページ等）	京王グループHPにてバリアフリー化の取組について継続して周知する他、設備の利用ルールやマナーに関するポスター掲示を実施する。		必要箇所	継続	継続	

実施に必要な資金の額及びその調達方法

ハード事業の実施については、事業実施の前年度に予算調整のもと調達する。

その他
(現況写真/整備状況写真/上記以外の実施事業や予定事業/コメント等)

1:誘導ブロックJIS規格化の整備イメージ



3:券売機の蹴込みの整備イメージ



5:可動式ホーム柵の設置イメージ



(写真はすべて飛田給駅)

4 アクセシビリティ（京王多摩川駅舎）の基本方針（案）

基本方針（案）

主な
御意見

京王多摩川駅
周辺の取組

京王多摩川駅
舎の取組（案）

基本方針
(案)

京王多摩川駅舎のアクセシビリティは、**鉄道事業者においてバリアフリー基本構想の地区別計画に記載のバリアフリー特定事業計画を推進し、更なるバリアフリー化による利便性・安全性の向上に向けた取組を進めるとともに、適宜、新たな総合福祉センターの整備と連携を図ります。**

京王多摩川駅舎に関するこれまでの議事等

バリアフリー推進協議会議事（要旨）

【京王電鉄の発言】

現在、京王電鉄としては、全ての駅の整備に向けた検討を進めており、京王多摩川駅についてもホームドア整備について検討している。また、ホームドアに加え、バリアフリー基本構想の地区別計画に記載のあるトイレやエレベーター等を含めた特定事業については、「検討中」であり整備時期については、開発部門と連携しながら検討を進めていく。

第5回検討会の議事（要旨）

【検討委員の御意見】

- ・ホームと車両の隙間対策としてどのように解消するのか。 京王多摩川駅が使いやすいうことが重要であるため、エスカレーターは必要であると思う。
- ・今後の要望として、運賃を上げてでもエスカレーターを設置してほしい。 エスカレーターは必要であると思うので、この際思い切ってつけていただきたい。

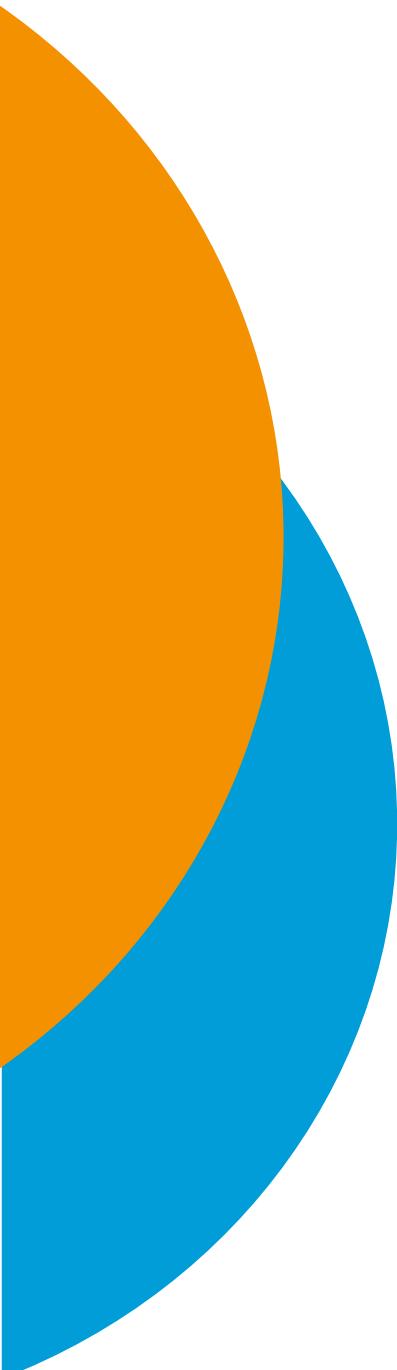
【京王電鉄の発言】

- ・ホームの段差や隙間を少しでも解消するため、ゴム状のものを設置することを検討している。
- ・バリアフリー基本構想の特定事業計画にある通り、エスカレーターを整備する計画はない。新型コロナの影響で鉄道各社が大きな打撃を受けた中で、弊社も厳しい経営状況にある。コロナが収束したとしても、生活様式が大きく変更されたことで、コロナ前に完全に戻らないという想定をしている。そのような中でも、安全性は常に確保しなければならず、ホームドアを全駅整備するなど、必要な安全設備への投資は、続けていかなければならないため、優先順位をつけて進めているので、エスカレーターの設置は困難であるということを御理解いただきたい。

アクセシビリティ（京王多摩川駅舎）に関する課題整理

京王多摩川駅舎のアクセシビリティのうち、エスカレーターに関する課題については、次の内容を付帯意見として報告書の中で記載していくことを検討します。

「本検討会において、アクセシビリティに関する検討の中で、特に京王多摩川駅舎のエスカレーター設置を要望する多数の意見があったことから、それを付記し、京王多摩川駅舎の利便性向上のため、市において引き続き事業者に要望することを求める。」



第7 新たな総合福祉センターの機能イメージ（案）

- 1 新たな総合福祉センターの機能イメージに関する主な御意見（要旨）
- 2 地域共生社会と新たな総合福祉センターの取組
- 3 新たな総合福祉センターの機能イメージ（案）

1 新たな総合福祉センターの機能イメージに関する主な御意見（要旨）

主な
御意見

地域共生社会と新た
なセンターの取組

新たなセンターの
機能イメージ(案)

- 新たな総合福祉センターの交流機能については、「総合福祉センターを利用する方々が、それぞれの立場を超えて交流や情報交換していく機能」と「総合福祉センターを利用する方々が利用者でない方と交流していく機能」の2面性をどのように表現するかが重要である。
- 2つの交流機能を表したときに「意識のユニバーサルデザイン」の点で、「総合福祉センターの利用者」と「交流を望む調布市民」が施設に近づきやすいということが重要であるので、ソフトの充実やアクセスの整備など、「施設への近づきやすさ」をどのように確保していくかが大事であると思う。
- 総合福祉センターが共生社会のシンボルになっていくという点では、京王多摩川駅周辺のまちづくりについては、一歩進んだバリアフリーの街になっていくことを期待している。
- 新しい総合福祉センターについては、住民の方々に「関係のない施設」と思われないように、「地域共生社会」という言葉を市民の方にもわかりやすく伝えてほしい。

地域共生社会とは(国の定義)

制度・分野ごとの「縦割り」①や「支え手」「受け手」という関係を超えて②、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる③ことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

新たな総合福祉センターの基本コンセプトを踏まえた機能イメージ

新たな総合福祉センターは、その基本理念に「地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点」を掲げており、人と人との交流や機能連携による包括的な支援等の取組を通じて、多世代・多様な主体が、あらゆる分野を超えて、認め合い、支え合い、共に生きることができるまちづくりの中心となるよう、その理念を具現化した施設の整備を目指します。

暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

① 多機関協働による包括的な支援体制の構築

② 地域における支え合いの仕組みづくり

③ 地域づくり、多世代・多様な主体の交流活動の場の充実

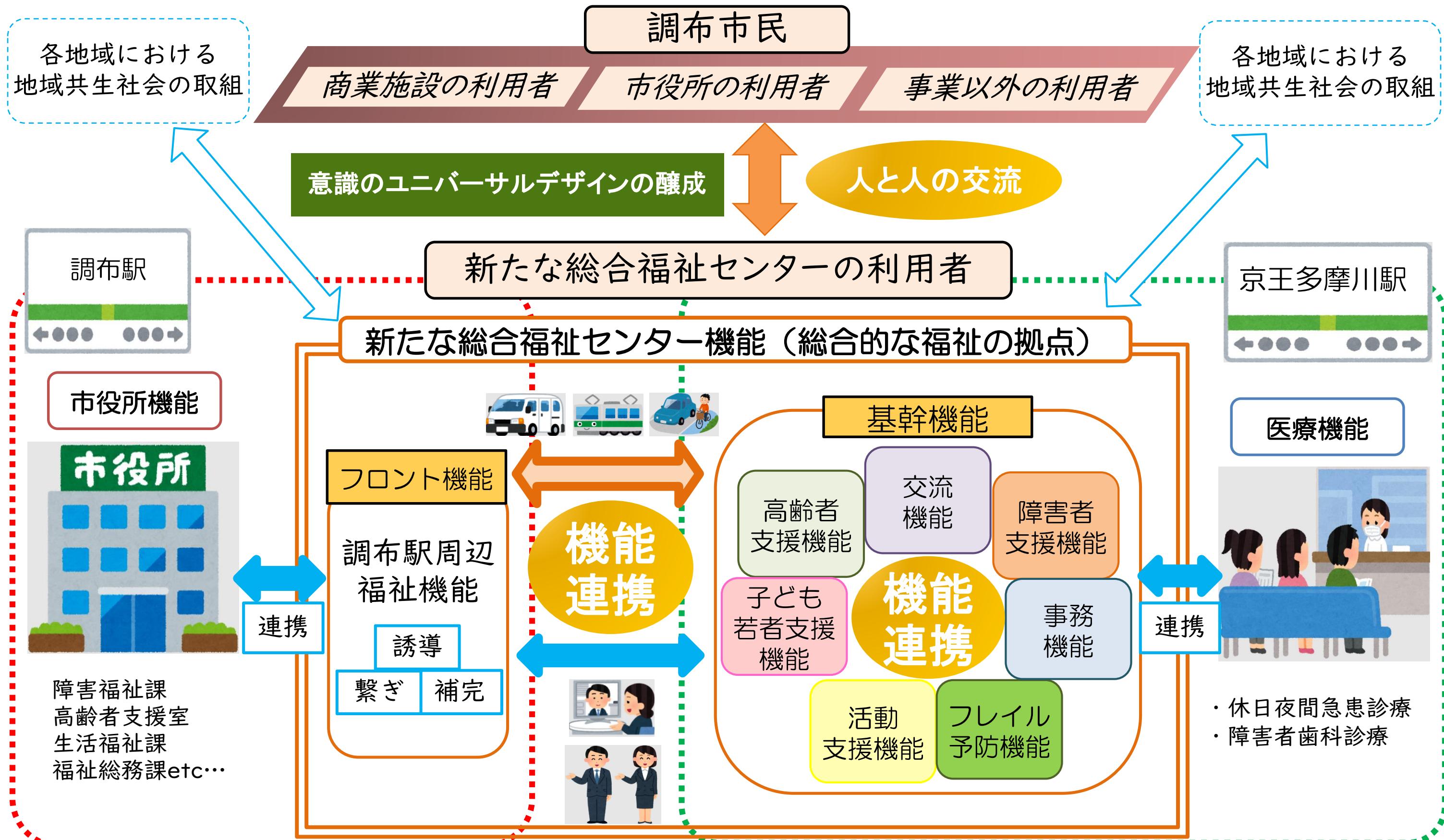
3 新たな総合福祉センターの機能イメージ（案）

主な
御意見

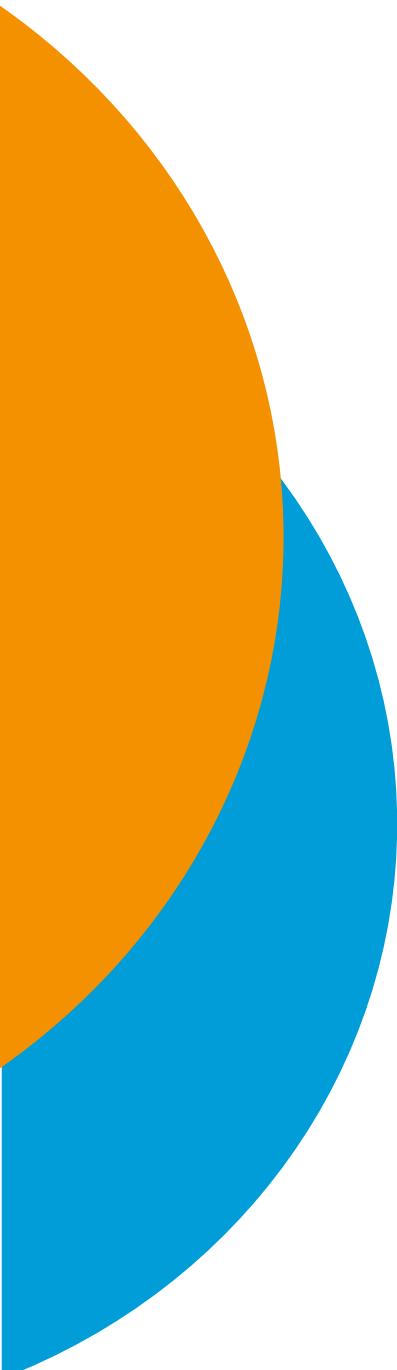
地域共生社会と新た
なセンターの取組

新たなセンターの
機能イメージ（案）

地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点



※ 新たな総合福祉センターの整備を通じて、各地域で地域共生社会が充実



第8 検討会のまとめ（案）

1 検討会のまとめ（案）

○ 地域に開かれた親しみやすい福祉の拠点

新たな総合福祉センターが、地域社会の中に溶け込んだ誰もが気軽に立ち寄れる施設となるよう、「意識のユニバーサルデザイン」の観点から、新設した交流ゾーンにより、「総合福祉センターの利用者間の交流」と「利用者と交流を望む市民との交流」が生まれるような施設とすること。

○ 総合福祉センター基本機能の維持・向上

新たな総合福祉センターが、その基本コンセプトである「地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点」となるよう、利用者の状況や事業の実施状況等を踏まえながら、ゾーニング（機能配置）における各ゾーンのコンセプトを具現化すること。

○ ユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備

新たな総合福祉センターが、エレベーター、トイレ、点字ブロック、電光掲示板、サインなどの必要な機能・設備の整備により、高齢者や障害者等の利用者が安全かつ安心して使いやすい施設となるよう、引き続き、当事者の意見等を踏まえながら、基本方針に沿って、具体的な検討を進めること。

○ 新たな総合福祉センターと調布駅周辺の福祉機能（フロント機能）との連動

調布駅周辺の福祉機能が、総合福祉センターの機能充実の観点から、新たな総合福祉センターに繋がるような機能をコンパクトに整備するため、全体を捉えながら、「交流・居場所機能」、「相談・出先機能」、「集会機能」の3つの機能要素について、実施する取組、配置する人材像、設備等の具体について、引き続き利用者・関係団体等の意見を踏まえながら、基本方針に沿って検討を進めること。

○ アクセシビリティの向上

新たな総合福祉センターは、誰もが気軽に集える場所であることが重要であるため、基本方針に沿って、京王多摩川駅舎の利便性向上やシャトルバスの運行等について、具体的な検討や関係者との協議を進めること。

○ 地域共生社会の充実に向けた取組

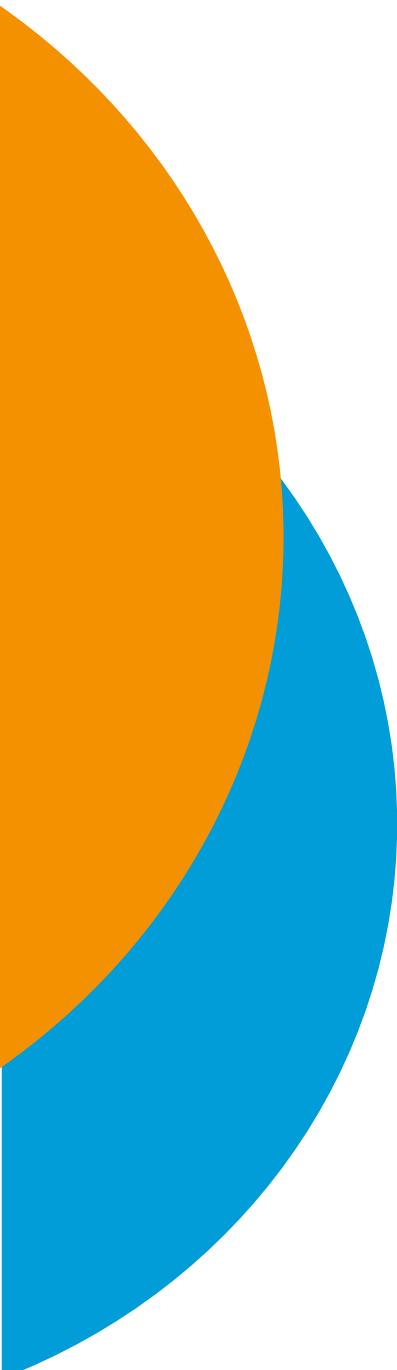
新たな総合福祉センターは、その基本理念に「地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点」を掲げていることから、人と人との交流や機能連携による包括的な支援等の取組を通じて、多世代・多様な主体が、あらゆる分野を超えて、認め合い、支え合い、共に生きることができるまちづくりの中心となるよう、その理念を具現化した施設の整備を目指すこと。

【付帯意見】

本検討会において、アクセシビリティに関する検討の中で、特に京王多摩川駅舎のエスカレーター設置を要望する多数の意見があったことから、それを見出し、京王多摩川駅舎の利便性向上のため、市において引き続き事業者に要望することを求める。

○ 総括

「総合福祉センターの整備に関する考え方」の留意事項等について、本検討会でとりまとめた基本方針や意見・提言を踏まえ、引き続き、利用者・関係団体等の意見を伺いながら、今後、具体的な取組の検討を進めること。

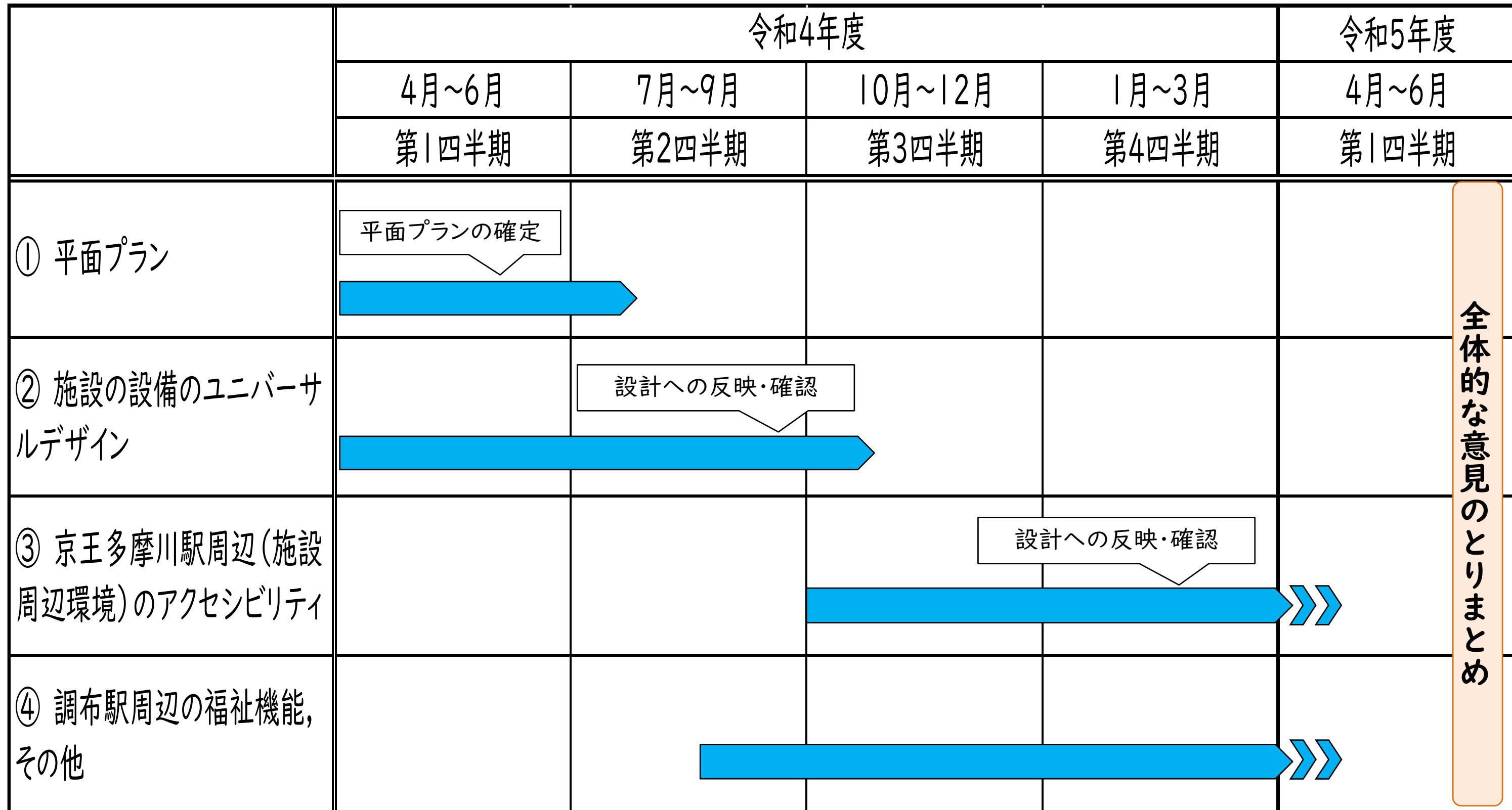


【資料編】 検討会の実施概要等

- 1 検討会の全体スケジュール
- 2 第1回～第6回検討会の実施概要等
- 3 検討会の構成
- 4 調布市総合福祉センター等の整備に関する基本協定について

1 検討会の全体スケジュール

検討スケジュール



2 第1回～第6回検討会の実施概要等

第1回検討会

- ① 開催日：令和4年3月31日（木）
- ② 主な議事

- ① 総合福祉センターの整備に関する考え方について
- ② 検討会のスケジュール（案）について
- ③ 新たな総合福祉センターのゾーニング（案）について
- ④ 意見交換

第2回検討会

- ① 開催日：令和4年5月31日（火）
- ② 主な議事

- ① 第1回検討会の実施結果等について
- ② 新たな総合福祉センターのゾーニング（案）の具体的なイメージについて
- ③ 意見交換

第3回検討会

① 開催日：令和4年8月3日（水）

② 主な議事

① 第2回検討会の実施結果等について

② 新たな総合福祉センターのゾーニング（案）について

③ 新たな総合福祉センターのユニバーサルデザインの基本方針（案）について

④ 意見交換

第4回検討会

① 開催日時：令和4年10月20日（木）

② 主な議事

① 検討会下半期のスケジュール（案）

② 第3回検討会の実施結果等について

③ 新たな総合福祉センターのユニバーサルデザインに関する基本的な考え方（案）

④ 調布駅周辺の福祉機能（案）について

⑤ 京王多摩川駅周辺のアクセシビリティ（案）について

⑥ 新たな総合福祉センターの機能イメージ（案）

⑦ 意見交換

第5回検討会

① 開催日：令和5年1月30日（月）

② 主な議事

① 第4回検討会の実施結果等について

② 調布駅周辺の福祉機能（案）について

③ 京王多摩川駅周辺のアクセシビリティ（案）について

④ 新たな総合福祉センターの機能イメージ（案）

⑤ 意見交換

第6回検討会

① 開催日：令和5年3月29日（水）

② 主な議事

1 検討会委員 15人

- ① 明治学院大学社会学部 教授 ※ 検討会会長
- ② 埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授 ※ 検討会副会長
- ③ 調布市民生児童委員協議会 第5地区会長
- ④ 調布保護司会 会長
- ⑤ 調布市老人クラブ連合会(さるすべりシニア調布)会長
- ⑥ 調布市聴覚障害者協会 会長
- ⑦ 調布心身障害児・者親の会 会長
- ⑧ 調布市視覚障害者福祉協会 会長
- ⑨ 調布市身体障害者福祉協会 役員
- ⑩ 調布市社会福祉協議会 総務課長
- ⑪ 調布市多摩川自治会 会長
- ⑫ 調布市多摩川親交自治会 会長
- ⑬ 京王電鉄株式会社 鉄道事業本部 計画管理部 計画担当 課長
- ⑭ 京王電鉄株式会社 開発事業本部 プロジェクト推進部 企画担当 課長
- ⑮ 調布市医師会 会長 (調布市三師会代表)

2 事務局

- ① 行政経営部 公共施設マネジメント担当
- ② 福祉健康部 福祉総務課, 高齢者支援室高齢福祉担当, 障害福祉課, 生活福祉課, 健康推進課

3 オブザーバー

都市整備部 都市計画課, 交通対策課

4 調布市総合福祉センター等の整備に関する基本協定について

調布市と京王電鉄株式会社は、調布市多摩川4丁目に京王電鉄株式会社が建設する建物への、調布市総合福祉センター、調布市医療ステーション、調布市布田老人憩の家の移転に向けた取組を進めるに当たり、今後、権利関係等について更なる協議を行うことと、互いの基本姿勢を確認するため、令和4年3月31日に「調布市総合福祉センター等の整備に関する基本協定」を締結しました。

調布市総合福祉センター等の整備に関する基本協定(概要)

||目的
京王電鉄株式会社が調布市多摩川4丁目に建設する建物へ、調布市が公共施設を移転するために必要な基本的事項を定める

||移転する公共施設
調布市総合福祉センター、調布市医療ステーション、調布市布田老人憩の家

||移転における権利関係等
京王電鉄株式会社が建設する本件建物において、調布市は移転先に係る区分所有権とともに、当該区分所有権に応じた定期借地権を所有することを基本として、今後協議を行う
本件建物の建設に関する事項、本件建物及び敷地における区分所有権及び定期借地権の設定については、協議のうえ、別に定める
本件建物における公共施設等の整備に要した費用の支払いについては、協議のうえ、別に定める
調布市総合福祉センター等の移転が中止となった場合、その費用負担に関してお互い真摯に対応し、協議を行う

||留意事項
調布市は、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、次の各号について、施設利用者等の意見を広く聴き、その結果を計画に反映するよう努める。また、その結果の反映に際し、京王電鉄は調布市総合福祉センター等の整備の範囲において、真摯に対応する。

- ・調布市総合福祉センター等の基本機能の維持・向上
- ・本件建物へのアクセシビリティの向上・移動手段の確保
- ・本件建物のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
- ・本件建物の災害対応
- ・京王多摩川駅周辺のまちづくり
- ・調布駅周辺の福祉機能の整備
- ・その他、地域共生社会の充実及び調布市総合福祉センター等の機能整備に関して必要な事項